



中国会計税務実務

2020年第9号

今回のテーマ：税務局の「三代」税金手数料について

「個人所得税の2%が税務局から還付されている。財務部の者からはこの手数料は会計上、奨励金として支給すべきだと言われている。しかしこれが一体どのようなものなのか内容がよくわからない」と訴える総経理は多い。そこで今回は、「三代」税金手数料の内容について簡潔に説明する。

主な内容：

●このような手数料は、源泉徴収した個人所得税に限らず、次の徴収義務者に対して支給されるものである。通常、「三代」税金手数料といふ以下のように分けられる。

範囲		事例
源泉徴収	支払時に源泉徴収義務のある単位および個人	・社員に給与を支払う際の、個人所得税の源泉徴収 ・対外送金時における増値税・企業所得税・個人所得税等の源泉徴収
代理徴収	回収時に源泉徴収義務を負っている単位と個人	・課税消費品を委託加工する時、受託者が委託者に納品すると同時に消費税を徴収
委託徴収	税務局と企業との間の自主的で法的に義務づけられた関係	・交通運送部門海事管理機構に対する船舶税納税の際における徴収

●「三代」税金手数料の支払い比率及び限度額

	手数料支払比率及び限度額
源泉徴収	源泉徴収税額に対しては、源泉徴収税額の2%を上回らない範囲で、且つ源泉徴収義務者ごとに最大70万円まで手数料を支払うものとし、超過部分については支払わない。
代理徴収	・車両税に対しては、代理源泉徴収額の3%を上回らない。 ・委託加工品の消費税に対しては、代理源泉徴収額の2%を上回らない。なお関連当事者間の取引が、委託加工である場合には、手数料を払わない。 ・その他税金に対しては、代理源泉徴収額の2%を上回らない。
委託徴収	・交通運送部門海事管理機構に委託徴収した船舶税については、徴収額の5%を上回らない。 ・他人に委託徴収した車両取得税に対しては、15元/車両で支払う。 ・証券取引所に委託した証券取引印紙税に対しては、徴収額の0.03%を上回らない範囲で、且つ徴収者ごとに最大1000万円まで手数料を支払うものとし、超過部分は支払わない。関連者に印紙税票の販売を委託する場合は、代理販売額の5%を上回らない。 ・郵政部門に委託徴収した税金に対しては、徴収額の3%を上回らない。 ・他人に委託徴収した農家市場、専門市場の税金及びその他の散発的な税金に対しては、徴収額の5%を上回らない。

●「三代」税金手数料の管理について

「三代」税金手数料を取得した会社は、「三代」業務と直接関連する事務機器、人件費、情報技術構築費、消耗品、交通費、その他の管理費等に使用されるものに区分経理のうえ、収入に含めなければならない。

●“三代”税金手数料の増値税について

・国家税務総局 12366 納税サービスプラットフォームは次のように回答する。
営業税から増値税への改革政策により、源泉納税義務者が源泉徴収し、個人所得税を納税者に代わって支払うことで得た取扱所得は、付加価値税課税の範囲内であり、付加価値税の課税対象となる。

・国家税務総局の増値税控除証憑の認証期限廃止等の増値税徴収管理に関する公告（国家税務総局公告 2019 年第 45 号）の規定は次の通りである。

物品、サービス、無形資産、不動産の販売収入又は数量に直結し、納税者が得た補助金収入は、規定に従い増値税計算の対象となる。但し、その他の場合で、納税者が取得した補助金による所得は、増値税の対象とはならない。

●“三代”税金手数料の企業所得税について

“三代”税金手数料収入は免税範囲ではないことから、収入総額に加算のうえ企業所得税を納付しなければならない。

●“三代”税金手数料の個人所得税について

“三代”業務の関係者に奨励金として支給する場合は、個人所得税の課税対象となる。一方、個人が源泉義務者として受け取る手数料については、「財政部国家税務総局 個人所得税に関する若干の問題についての通知」（財税時 1994 20 号）の規定（五）（個人が源泉徴収義務者として取得する源泉徴収料を免除する）により免税対象となる。

お見逃しなく：

- 原則として毎年 3 月 30 日までに、前年度の“三代”税金手数料申請をしなければならない。
- 但し、2019 年度の“三代”税金手数料に係る申請期限は、2020 年 3 月 30 日から 5 月 30 日までに延長している。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com